

# 平成 30 年度石垣市立幼稚園入園のご案内

## 1. 平成 30 年度石垣市立幼稚園園児募集について

### A. 入園資格

石垣市内に住所を有する次の①、②、③に該当する幼児。

- ① 5 歳児【平成 24 年（2012 年）4 月 2 日～平成 25 年（2013 年）4 月 1 日生まれの幼児】
- ② 4 歳児【平成 25 年（2013 年）4 月 2 日～平成 26 年（2014 年）4 月 1 日生まれの幼児】
- ③ 3 歳児【平成 26 年（2014 年）4 月 2 日～平成 27 年（2015 年）4 月 1 日生まれの幼児】

※幼稚園には通園区域の設定はありません。市内全域から応募していただくことができます。

※石垣市外からの申込については、石垣市教育委員会学務課までお問い合わせください。

### B. 募集人数・学級数

(応募状況により変更することがあります。)

幼稚園名	募集定員			計	学級数	幼稚園名	募集定員			計	学級数
	3 歳児	4 歳児	5 歳児				3 歳児	4 歳児	5 歳児		
わかば		10	15	25	1	みやなが		10	20	30	1
あらかわ			70	70	2	しらほ		10	20	30	1
みやまえ	20	25	35	80	3	いのだ		10	15	25	1
みやとり		25	35	60	2	ひらくぼ		10	15	25	1
やえやま		25	35	60	2	なぐら		10	15	25	1
あまかわ		25	35	60	2	のそこ		10	15	25	1
へいしん			105	105	3	あかし		10	15	25	1
かわはら		10	15	25	1	おおかわ		25	35	60	2

※認定こども園おおはま幼稚園・認定こども園まきら幼稚園への入園は児童家庭課の「認定こども園」の募集案内を確認ください。

※3・4 歳児から継続して幼稚園の預かり保育を希望する方は、児童家庭課で申込みください。

(ただし、あらかわ・やえやま・へいしん幼稚園は預かり保育は行いません。)

※みやなが・しらほ・かわはら・なぐら幼稚園入園希望の方は、新規・継続に関わらず **5 歳児のみ預かり保育を行います**。詳しくは児童家庭課の「預かり保育」の募集案内を確認ください。

※わかば・ひらくぼ・あかし・いのだ・のそこ幼稚園入園希望の方は、新規・継続に関わらず預かり保育を行います。詳しくは児童家庭課の「預かり保育」の募集案内を確認ください。

### C. 入園の決定

入園の決定は、小学校区内に住む幼児、継続して通園を希望する幼児を優先とします。

※ただし、定員を超える申込みがあった幼稚園の学級編制については、抽選等を含め選考を行います。ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。選考を行う場合は、対象者に別途通知いたします。

※**幼稚園の入園を辞退する場合は、必ず「入園辞退届」を教育委員会まで提出してください。**

(例→転出・転居、保育所・私立幼稚園の入園、その他)

## D. 入園申込み

【受付期間及び場所】平成29年10月30日(月)～11月2日(木) 石垣市役所玄関ロビー

【受付期間及び場所】平成29年11月6日(月)～11月24日(金) 石垣市教育委員会2階

※平成29年11月3日(金)～5日(日)、11日(土)、12日(日)の申込みはできません。

【受付時間】 午前9時～午後5時

### 【留意事項】

※支給認定申請書兼特定教育・保育施設等入園(所)申込書に記載した第1希望の園(所)によって申込み場所が異なります。

(例→第1希望が認定こども園おほま幼稚園、認定こども園まきら幼稚園、保育所等の場合、申請書の提出先は児童家庭課となります。)

※平成30年度より「支給認定申請書」に個人番号(マイナンバー)の記載が必要となるため幼稚園で受付はできません。また、「支給認定申請書兼特定教育・保育施設等入園(所)申込書」の提出の際に、窓口で個人番号の確認のため「番号確認」と「身元確認」が必要になります。(詳しくは5ページをご覧ください。)

※書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

※市内の方のみ、郵送での申請も可能です。(受付期間内の消印のみ有効)

・郵送での申込みの場合は、6ページをご覧ください。

【お問合せ先】 石垣市教育委員会 学務課 電話(0980)83-0355

〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町16番地6

## E. 必要書類

### ○申請時提出書類

(1) 支給認定申請書兼特定教育・保育施設等入園(所)申込書

(2) 誓約書

(3) 保育料減額・免除に関わる書類

生活保護世帯やひとり親世帯・障がい者のいる世帯は所得状況に応じて保育料の免除・減免がありますので、必要に応じて次の書類を提出してください。

(※ただし、保育料が第4階層以上の方は該当しません)

①生活保護世帯・・・「生活保護証明書」

②母子父子世帯(世帯収入が約360万円未満)

「児童扶養手当受給者証」「母子及び父子家庭等医療費受給者証」の写しのうち、どれか1つ

※上記を受給していない母子父子世帯は、戸籍謄本(原本)を提出してください。

③障がい者がいる世帯(世帯収入が約360万円未満)

「障がい者手帳」「療育手帳」「特別児童扶養手当受給者証」の写しのうち、どれか1つ

(4) 所得課税証明書…平成29年1月1日に石垣市外に住所があった方

※ただし、現在幼稚園に通っている園児のいる世帯で、平成28年12月31日以前に石垣市内に住所があった方(マイナンバーを記入した方)は、提出の必要はありません。

## F. 利用者負担額（保育料）について

石垣市の幼稚園保育料は、世帯の所得に応じた料金となっております。

階層	階層区分	※第1子	※第2子	※第3子
1	※生活保護世帯	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	3,000円	0円	0円
	※ひとり親・障がい者世帯	0円	0円	0円
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	7,100円	3,550円	0円
	※ひとり親・障がい者世帯	3,000円	0円	0円
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	7,600円	3,800円	0円
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上の世帯	8,500円	4,250円	0円

※第1子～第3子の数え方

第1階層～第3階層・・・同一世帯において、年齢順に子どもを数えます。

第4階層～第5階層・・・同一世帯の小学校3年生までのお子さまから、年齢順に子どもを数えます。

※生活保護世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯等の方は確認できる書類の提出が必要です。

## G. 保育料の決定について

保育料は、幼児と同一の世帯で生計を共にしている世帯員（①保護者[単身赴任も含む]、②祖父母・曾祖父母、③幼児の親権者等[代理人等]）の市町村民税所得割課税額等の合計額に応じて決定します。

- ・平成30年4月～8月分・・・「平成29年度の市町村民税所得割課税額」により決定
- ・平成30年9月～翌年3月・・・「平成30年度の市町村民税所得割課税額」により決定

※市町村民税額については、税額控除適用前の金額で決定します。「住宅借入金等特別控除額」「寄附金控除額」「配当控除額」「外国控除額」は控除の対象となりません。

※お勤めの方は、基本的に勤め先から税の申告がされますが、自営業の方や就労されていない方は税の申告が必要となります。申告忘れがないかお確かめください。**なお、収入状況の確認ができない場合は保育料最高額（第5階層）での金額をお支払いいただきます。**

※申込みの前に、平成29年度（平成28年1月～12月分）の税の申告を済ませてください。

また、平成30年度（平成29年1月～12月分）の税の申告も忘れずにお済ませください。

※9月以降の保育料は、平成30年度の市町村民税を確認後、変更があった方のみ通知します。

## H. 保育料の納付について

### ◆保育料の納付方法は、原則として口座振替になります。

※「石垣市歳入金口座振替依頼書」は、入園前の面接時に各幼稚園で配布します。受けとり後、必要事項を記入のうえ、平成30年2月13日（火）までに金融機関で手続きをお願いします。

期限を過ぎると、4月の保育料の引き落としに間に合わない場合があります。

※口座振替依頼書は、各幼稚園と教育委員会2階（学務課）で入手できます。

※口座振替ができない場合は、後日納付書を発行します。下記金融機関にてお支払いください。

※2人以上幼稚園に兄弟が入園している場合、お子さまごとに口座振替依頼書の手続きが必要となります。

※3ヶ月以上の未納が続きますと、誓約書に記載いただきました、保証人へのご相談や停園・退園の措置を検討させていただくことになります。期限内の保育料の支払にご協力をお願いします。

#### 【取扱金融機関】

- ・琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合（JA）
  - ・沖縄県信用漁業協同組合連合会
- （※上記以外の金融機関、ゆうちょ銀行は取扱できません。ご了承ください。）

#### 【口座振替日】

- ・毎月10日（ただし、10日が金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

## 2. 申込みから入園までの流れについて

### I. 入園申込み

#### I 必要書類を受取り、記入後、受付期間内に申込みます。

※「第1希望」が認定こども園・保育所等の場合は、児童家庭課

※「第1希望」が市立幼稚園の場合は石垣市教育委員会学務課

※「支給認定申請書兼特定教育・保育施設等入園(所)申込書」を提出の際は、窓口で個人番号の確認のため「番号確認」と「身元確認」が必要となります。

#### II 教育委員会から「入園内定通知書」が届きます。

○平成30年1月上旬ごろの通知を予定しています。

※次の書類が入っていることを確認し、③は必要事項を記入のうえ親子面接時に幼稚園に提出してください。

- |          |                  |                    |
|----------|------------------|--------------------|
| ①入園内定通知書 | ②支給認定書(1号認定)     | ③ <u>幼児家庭生活調査票</u> |
| ④親子面接の案内 | ⑤幼稚園保育料についてのお知らせ |                    |

### Ⅲ 幼稚園でお子様と一緒に親子面接を実施いたします。

○面接予定日：平成30年1月30日(火)・31日(水) 午後2時から5時

「親子面接の案内」でお知らせします。※変更になる場合もあります。

○面接時、「**幼児家庭生活調査票**」を提出します。

○「石垣市歳入金口座振替依頼書」を受取り口座振替手続を金融機関で行ってください。

(詳しくは、4ページ「H. 保育料の納付について」をご覧ください。

【手続期間】平成30年2月13日(火)までには手続をお済ませください。

### Ⅳ 幼稚園一日体験入園や入園に関する保育料以外の経費の徴収があります。

○時期や内容については、各幼稚園からお知らせがあります。

### Ⅴ 幼稚園入園式

→「入園許可書兼保育料決定通知書」をお渡しします。

※幼稚園の入園を辞退する場合は、必ず「入園辞退届」を教育委員会まで提出してください。

(例→転出・転居、保育所・私立幼稚園の入園、その他)

## 3. 幼稚園について

### J. 園生活について

#### (1) 教育時間

月・火・水・金 8時15分 ~ 12時15分

木(お弁当会) 8時15分 ~ 14時

#### (2) 通園方法

園の登退園については、保護者の責任においてお願いします。

#### (3) その他

幼稚園への納入金(PTA会費、牛乳代等)については園によって若干の違いがありますので希望園へお問い合わせください。

## 4. 幼稚園入園申込みにおける個人番号(マイナンバー)の記載について

### K. 個人番号(マイナンバー)について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、認定子ども園・市立幼稚園・保育所等に入園(所)する方は、申込み手続きの際にマイナンバー(個人番号)の記入が必要になります。

支給認定申請書兼特定教育・保育施設等入園(所)申込書の提出時に、窓口で個人番号の確認のため「番号確認」と「身元確認」が必要になりますのでご協力をおねがいします。

## L. 「番号確認」と「身元確認」について

### 1. 申請者（保護者）が申込みする場合

#### ①「番号確認」と「身元確認」を一度に行うことができる書類

マイナンバー（個人番号）カード



[裏面で番号確認]



[表面で身元確認]

§ マイナンバー（個人番号）カードを持っていない方については、下記の②「番号確認」及び③「身元確認」の書類の両方の提示が必要になります。

#### ②「番号確認」に必要な書類

・ 次に掲げる書類のうち、いずれか1つ

通知カード

住民票の写し（マイナンバーの記載されたもの）

住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載されたもの）

#### ③「身元確認」に必要な書類

・ 次に掲げる書類うち、いずれか1つ

運転免許証       運転経歴証明書

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

パスポート       在留カード又は特別永住者証明書

その他官公署発行で顔写真付きの「氏名」、「生年月日または住所」の記載があるもの



※以下の場合はいずれか2つを提示すること

公的医療保険の被保険者証     年金手帳     児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

その他官公署等発行で「氏名」「生年月日または住所」の記載があるもの

### 2. 代理人の方が申込み場合

上記の①②の「番号確認」に必要な書類・・・保護者の方のものを提示

上記の③の「身元確認」に必要な書類・・・代理人の方のもの（原本）を提示

任意代理人・・・委任状

法定代理人・・・戸籍謄本、その他その資格を証明する書類

### 3. 申請者が郵送で申請する場合

個人番号（マイナンバー）貼付書類

※郵送により申請書を提出される場合は、申請者（保護者）の個人番号の「番号確認」及び「身元確認」の書類の提出が必要となります。必要書類と一緒に密封し送付ください。

※マイナンバーの安全な管理のために追跡可能な書留郵便等を推奨します。